

## 厚木市情報公開審査会委員公募の選考等に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、厚木市情報公開審査会委員公募要綱（平成20年5月16日施行）第6条第2項の規定に基づき、公簿による厚木市情報公開審査会委員の選考等について必要な事項を定めるものとする。

### (選考方法)

第2条 選考委員会による委員の選考方法は、次条の規定による書類選考及び第4条の規定による面接とする。

### (書類選考)

第3条 選考委員会は、公募による委員に応募した者（以下「応募者」という。）から提出された厚木市情報公開審査会委員応募申込書に記載された応募の動機等について、次の表に従い評価した評価点及び社会的活動の経験等を総合的に考慮し、各委員による評価点の合計が選考委員会の構成人数に次の表の評価項目数及び5を乗じて得た数の50パーセント以上の者を、次条の規定による面接の対象者（以下「面接対象者」という。）に決定する。

| 評価項目              | 評価点（5段階評価） |   |   |   |   |
|-------------------|------------|---|---|---|---|
| 本市の情報公開に関する意欲及び熱意 | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 本市の情報公開政策に対する考え方  | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 情報公開に対する意識及び認識    | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 文章の分かりやすさ及び内容の充実度 | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |

2 前項に規定する評価点の基準は、非常に優れている場合は5点、優れている場合は4点、普通の場合は3点、やや劣る場合は2点及び劣る場合は1点とする。

### (面接)

第4条 選考委員会は、面接対象者について面接を行い、次の表に従い評価した評価点及び面接対象者の面接時の態度、表現力、理解度等を総合的に考慮し、公募による委員の候補者（以下「候補者」という。）を決定するものとする。ただし、各委員による評価点の合計が選考委員会の構成人数に次の表の評価項目数及び5を乗じて得た数の50パーセントに満たない者は、候補者としない。

| 評価項目                | 評価点（5段階評価） |   |   |   |   |
|---------------------|------------|---|---|---|---|
| 本市の情報公開制度に関する意欲及び熱意 | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 本市の情報公開政策に対する考え方    | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 情報公開に対する意識及び認識      | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 容姿態度（態度、容姿は差し支えないか） | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 表現力（言葉遣いや表現力はどうか）   | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |

|                        |   |   |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 理解度(質問を理解し、的確に回答しているか) | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|------------------------|---|---|---|---|---|

2 前項に規定する評価点の基準は、非常に優れている場合は5点、優れている場合は4点、普通の場合は3点、やや劣る場合は2点及び劣る場合は1点とする。

(再度の応募)

第5条 第2条の規定にかかわらず、公募による委員である者が引き続き公募による委員となるため応募してきた場合で、応募者がその者のみであるときは、面接を行わないことができる。この場合において、選考委員会は、その者から提出された厚木市情報公開審査会委員応募申込書に記載された応募の動機等について、第3条第1項の表に従い評価した評価点及びその者の在任中の委員としての活動状況等を考慮し、候補者を決定する。

(その他)

第6条 応募者の数が募集人員に満たない場合又は選考の結果、募集人員に満たないこととなった場合は、再度募集を行うことができるものとする。ただし、再度募集することに要する時間等を考慮し、再度募集することが困難である場合は、この限りでない。

2 候補者が委員の就任を辞退したときは、次点の者を繰り上げることができる。